

令和5年度の利用定員の設定について

令和5年1月31日

▼利用定員の取扱い

- ・本日の審議を経て、令和5年度の市の利用定員として県へ届出を行う。
- ・「第2期松山市子ども・子育て支援事業計画」で定めた「令和5年度の量の見込み(教育・保育の需要量)」に対して、「今回設定する令和5年度の利用定員数」に「令和5年4月時点で事業を実施する(見込みを含む)企業主導型保育事業の地域枠」を加えたものを「確保内容」とし、不足部分については、次年度の待機児童の状況も踏まえ、今後も保育定員の拡充を検討する。
- ・令和4年4月1日時点の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業139施設のうち、利用定員の変更を希望する施設及び事業(17施設)を除く、122施設は、令和4年度の利用定員と同数に設定する。

▼目次

1. 令和5年度に利用定員を変更する施設等(区域別) …… P2
2. 令和5年度利用定員(教育・保育給付認定区分別、施設区分別) …… P4
3. 令和5年度の確保内容の見込み(事業計画ベース) …… P6

令和5年度の利用定員の設定について

1. 令和5年度に利用定員を変更する施設等(区域別) ★=類型変更

区域	施設類型	園名	令和5年度利用定員							令和4年度からの増減						
			教育 1号	2号	保育 3号			計	合計	教育 1号	2号	保育 3号			計	合計
					0歳	1・2歳	小計					0歳	1・2歳	小計		
①中心部	幼稚園型	認定こども園すみれ幼稚園	60	40	6	24	30	70	130	▲ 17	▲ 16	0	6	6	▲ 10	▲ 27
	保育所	愛媛保育園		60	10	30	40	100	100		▲ 10	0	▲ 10	▲ 10	▲ 20	▲ 20
	保育所	松山中央乳児保育園		0	14	36	50	50	50		0	▲ 6	▲ 4	▲ 10	▲ 10	▲ 10
	小規模A型	すまいる保育園			5	14	19	19	19			0	1	1	1	1
	小計(4施設)										▲ 17	▲ 26	▲ 6	▲ 7	▲ 13	▲ 39
②北東部	幼稚園型	学校法人綜芸種院石手学園 認定こども園 石手幼稚園	15	20	0	0	0	20	35	▲ 10	0	0	0	0	0	▲ 10
	★幼稚園型	認定こども園 育英湯山幼稚園	70	51	0	9	9	60	130	▲ 120	51	0	9	9	60	▲ 60
	小計(2施設)										▲ 130	51	0	9	9	60
③東部	★幼稚園型	認定こども園 育英幼稚園	153	60	0	12	12	72	225	▲ 127	60	0	12	12	72	▲ 55
	小計(1施設)										▲ 127	60	0	12	12	72
④南部	幼保連携型	松山認定こども園星岡	180	246	32	64	96	342	522	▲ 30	30	0	0	0	30	0
	保育所型	認定こども園 はなみずき保育園	3	39	6	25	31	70	73	0	6	0	4	4	10	10
	小計(2施設)										▲ 30	36	0	4	4	40

令和5年度の利用定員の設定について

区域	施設類型	園名	令和5年度利用定員							令和4年度からの増減						
			教育 1号	保育 2号	保育 3号			計	合計	教育 1号	保育 2号	保育 3号			計	合計
					0歳	1・2歳	小計					0歳	1・2歳	小計		
⑤西部	保育所	富久保育園		10	2	8	10	20	20		▲ 10	▲ 1	1	0	▲ 10	▲ 10
	小計(1施設)									0	▲ 10	▲ 1	1	0	▲ 10	▲ 10
⑥北西部	★幼稚園型	認定こども園 育英第二幼稚園	160	109	0	36	36	145	305	▲ 150	109	0	36	36	145	▲ 5
	小計(1施設)									▲ 150	109	0	36	36	145	▲ 5
⑦北部	幼稚園型	認定こども園 潮見幼稚園	45	30	0	0	0	30	75	▲ 75	0	0	0	0	0	▲ 75
	保育所	太山寺保育園		35	5	10	15	50	50		▲ 1	▲ 1	▲ 8	▲ 9	▲ 10	▲ 10
	新制度幼稚園	久枝幼稚園	150						150	▲ 40						▲ 40
	新制度幼稚園	堀江幼稚園	45						45	▲ 5						▲ 5
	小規模A型	カメラア保育園			5	14	19	19	19			2	5	7	7	7
	小計(5施設)										▲ 120	▲ 1	1	▲ 3	▲ 2	▲ 3
⑧北条	幼稚園型	認定こども園 あい幼稚園	35	16	0	4	4	20	55	0	▲ 8	0	▲ 2	▲ 2	▲ 10	▲ 10
	保育所	北条愛児園		45	10	25	35	80	80		▲ 5	0	▲ 5	▲ 5	▲ 10	▲ 10
	新制度幼稚園	聖カタリナ大学短期大学部 附属幼稚園	35						35	▲ 10						▲ 10
	小計(3施設)										▲ 10	▲ 13	0	▲ 7	▲ 7	▲ 20
合計(市内全体:19施設)										▲ 584	206	▲ 6	45	39	245	▲ 339

※主な利用定員減少の理由: 保育士不足による受入れ困難、申込児童数の減少

令和5年度の利用定員の設定について

2. 令和5年度利用定員

①教育・保育給付認定別

区域	教育			保育					合計 (教育+保育)
	1号	私学助成等 幼稚園	計	2号	3号			計 (2号+3号)	
					0歳	1, 2歳	小計		
①中心部	1,327	470	1,797	1,255	233	941	1,174	2,429	4,226
②北東部	277	144	421	223	27	99	126	349	770
③東部	955	190	1,145	549	79	357	436	985	2,130
④南部	1,558	960	2,518	962	177	558	735	1,697	4,215
⑤西部	198	1,735	1,933	668	86	349	435	1,103	3,036
⑥北西部	527	5	532	343	40	207	247	590	1,122
⑦北部	451	0	451	468	84	283	367	835	1,286
⑧北条	271	0	271	335	41	173	214	549	820
⑨中島	10	0	10	21	0	10	10	31	41
合計	5,574	3,504	9,078	4,824	767	2,977	3,744	8,568	17,646

※1号は、認定こども園及び新制度幼稚園の合計利用定員。

※太枠内が今回設定する利用定員。

※地域型保育事業での、事業所内保育事業の従業員枠は含まない。

※私学助成等幼稚園は、利用定員の設定対象外であるが、「松山市子ども・子育て支援事業計画」の確保内容に含まれるため、参考値として各区域内にある園の認可定員数の合計を記載。

令和5年度の利用定員の設定について

②施設区分別

区域	認定こども園							幼稚園			保育所				地域型保育事業					
	教育 1号	保育					合計	教育			保育				保育					
		2号	3号			計		1号	私学助成等 幼稚園	合計	2号	3号			合計	2号	3号			合計
			0歳	1, 2歳	小計							0歳	1, 2歳	小計			0歳	1, 2歳	小計	
①中心部	1,087	717	95	401	496	1,213	2,300	240	470	710	538	92	430	522	1,060	0	46	110	156	156
②北東部	85	71	0	9	9	80	165	192	144	336	152	24	74	98	250	0	3	16	19	19
③東部	645	283	25	153	178	461	1,106	310	190	500	243	27	120	147	390	23	27	84	111	134
④南部	1,238	553	85	246	331	884	2,122	320	960	1,280	409	58	213	271	680	0	34	99	133	133
⑤西部	198	357	25	118	143	500	698	0	1,735	1,735	311	44	175	219	530	0	19	54	73	73
⑥北西部	171	178	3	69	72	250	421	356	5	361	165	37	138	175	340	0	0	0	0	0
⑦北部	76	150	23	77	100	250	326	375	0	375	318	48	164	212	530	0	13	42	55	55
⑧北条	236	100	4	52	56	156	392	35	0	35	235	33	112	145	380	0	4	9	13	13
⑨中島	10	21	0	10	10	31	41	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	3,746	2,430	260	1,135	1,395	3,825	7,571	1,828	3,504	5,332	2,371	363	1,426	1,789	4,160	23	146	414	560	583

※太枠内が今回設定する利用定員。

※地域型保育事業での、事業所内保育事業の従業員枠は含まない。

※私学助成等幼稚園は、利用定員の設定対象外であるが、「松山市子ども・子育て支援事業計画」の確保内容に含まれるため、参考値として各区域内にある園の認可定員数の合計を記載。

令和5年度の利用定員の設定について

3. 令和5年度の確保内容の見込み(事業計画ベース)

・「第2期松山市子ども・子育て支援事業計画」のとおり、「確保内容」は、特定教育・保育施設等の「利用定員(私学助成等幼稚園の認可定員数含む)(P4参照)」に「企業主導型保育事業の地域枠(令和4年度)」を加えたもの

▼各区域ごとの概要

区域	①令和5年度量の見込み					②令和5年度確保内容					②-①				
	教育	保育			合計	教育	保育			合計	教育	保育			合計
	1号	2号	3号	小計		1号	2号	3号	小計		1号	2号	3号	小計	
①中心部	1,285	1,296	953	2,249	3,534	1,797	1,301	1,334	2,635	4,432	512	5	381	386	898
②北東部	340	216	106	322	662	421	235	135	370	791	81	19	29	48	129
③東部	982	568	424	992	1,974	1,145	604	487	1,091	2,236	163	36	63	99	262
④南部	1,812	941	682	1,623	3,435	2,518	1,006	803	1,809	4,327	706	65	121	186	892
⑤西部	1,290	723	498	1,221	2,511	1,933	714	478	1,192	3,125	643	▲ 9	▲ 20	▲ 29	614
⑥北西部	442	308	183	491	933	532	343	247	590	1,122	90	35	64	99	189
⑦北部	373	520	387	907	1,280	451	468	372	840	1,291	78	▲ 52	▲ 15	▲ 67	11
⑧北条	137	344	172	516	653	271	335	214	549	820	134	▲ 9	42	33	167
⑨中島	2	11	2	13	15	10	21	10	31	41	8	10	8	18	26
合計	6,663	4,927	3,407	8,334	14,997	9,078	5,027	4,080	9,107	18,185	2,415	100	673	773	3,188

～参考～

<利用定員について>

「子ども・子育て支援新制度」では、教育・保育給付認定こども(1号～3号)に対する施設型給付及び地域型保育給付を法定代理受領により施設等が受けるには、市町村の確認を受ける必要がある。その確認を受ける際には、認可定員の範囲内で子どもの教育・保育給付認定区分ごとに利用定員を設定する。

～各市町村で確認を受ける施設等～

- ・特定教育・保育施設・・・認定こども園、幼稚園、保育所
- ・特定地域型保育事業・・・小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

<利用定員を設定する上での前提事項>

- ・認定こども園、保育所の利用定員は20人以上、幼稚園は最低利用定員を設けない。
(ただし、幼稚園型、地方裁量型認定こども園は、施設全体で20人以上に設定)
- ・認定区分(1号～3号)ごとに設定する。
{1号:3～5歳(教育を希望する子ども)、2号:3～5歳(保育を必要とする子ども)、3号:0歳と1・2歳(保育を必要とする子ども)}
- ・保育標準時間及び短時間の区分は行わない。
- ・原則として“認可定員＝利用定員”。
ただし、定員割れの場合は、利用状況を勘案し、認可定員以下の利用定員の設定が可能。定員超過の場合は、認可定員を実際の利用状況に合わせることを基本。(認可基準を満たし120%未満の弾力運用は可能)

<利用定員の設定について>

- ・施設及び事業者の意向を考慮し、最近の実利用人数の実績や今後の見込みを踏まえて設定。
- ・地方版子ども・子育て会議等(本市では「松山市子ども・子育て会議」)での意見を聴き、都道府県へ事後の届出が必要。(子ども・子育て支援法第31条第2項、第3項並びに第43条第3項)
- ・利用定員を変更する場合は、地方版子ども・子育て会議の意見を聴くことは義務付けられていない(新制度の自治体向けFAQ【第19.1版】№104参照)が、総合的に判断していただくために審議を行う。

～参考～

<子ども・子育て支援法第31条、第43条(抄)>

第31条

- 2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 3 市町村長は、第1項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めたときは、内閣府令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。

第43条

- 3 市町村長は、第1項の規定により特定地域型保育事業(特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。)の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

<自治体向けFAQ【第19.1版】№104(抄)>

定員を減少させる場合には3か月前までに施設長が市町村長に届け出ることが必要です。

なお、利用定員を変更する場合、地方版子ども・子育て会議の意見を聴くことは義務付けられていません。